

千葉県社会福祉協議会職場体験事業 業務実施要領

この要領は、「千葉県社会福祉協議会職場体験事業実施要綱」に基づき社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が千葉県から受託して実施する職場体験事業において、職場体験希望者と受入社会福祉施設、事業所等（以下「受入施設」という。）の調整手続きに関し必要な事項を定める。

1 職場体験を希望する者等に関すること

(1) 職場体験希望者への周知

本会は、職場体験希望者に対し職場体験事業の実施の周知を図る。

(2) 職場体験希望の申請

- ①職場体験希望者は所定の「職場体験申込書」（様式1）により、**体験希望日程2週間前**までに、本会の千葉県福祉人材センター（以下「当センター」とする。）に申請すること。
- ②職場体験希望者が個別に社会福祉施設等に対して職場体験の受入を依頼することは、受入施設での混乱を生じるので避けること。

(3) 体験の日程の変更等

①日程変更

I 体験日前

「職場体験決定通知書」（様式8）発行後の変更は原則として認めないこと。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、「職場体験(中止・日程変更)報告書」（様式5）を速やかに本会に提出すること。やむを得ない理由と本会が判断した場合は受入施設と協議し調整を行いその結果を体験参加者に伝えること。

II 体験期間中

体験期間中の当日に急病・急用等により体験ができなくなった場合、体験参加者が受入施設へ至急連絡し、受入施設はその後速やかに本会に連絡を行い、「職場体験(中止・日程変更)報告書」（様式5）を直ちに本会に提出すること。

この場合も、本会は受入施設と協議し調整を行い体験参加者に通知すること。

②中止

I 体験参加者の都合により職場体験を中止する場合は、受入施設は速やかに「職場体験(中止・日程変更)報告書」（様式5）を本会に提出すること。

II 受入施設側が体験参加者の取り組みや姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、本会と協議し、職場体験を中止することができること。

なお、受入施設は問題となった事由を記載した書類（様式任意）を本会に送付すること。

III 中止した場合は、当該体験参加者から申請があっても、当該年度における再調整は行わないこと。

(4) 職場体験の終了

体験参加者は、体験終了後10日間以内に、「職場体験終了報告書(体験者用）」（様式6）を本会に提出し、当センターからの指導、助言を受けるものとする。

2 受入調整に関すること

(1) 受入計画書の作成

- ①受入施設は、本会からの依頼により「職場体験事業受入承諾書 兼 受入に関する調査」（様式2）、「体験プログラム」（様式任意）を作成し本会に送付すること。

(2) 職場体験の内容

①職場体験は、体験参加者や受入施設の実情に応じて、無理のない内容とすること。

なお、施設利用者の介護・介助の補助など介護技術を要する体験をさせる場合には方法を十分に指導し、必ず受入施設職員が付き添うこと。

また、受入施設の敷地外で受入施設が主催する行事等についても、職場体験の範囲に含むものとする。

②職場体験の時間

I 1日あたりの職場体験時間は、受入施設の職員の通常の業務量、職場体験の内容を勘案して、概ね6時間程度を目安に各受入施設において決定すること。

II 第1日目の受入では、オリエンテーションや受入施設の案内を必ず実施し、最終日には職員との懇談等の機会を設定すること。

なお、1日コースについては1日の中でオリエンテーションや受入施設の案内及び職員との懇談等の機会を設定すること。

(3) 体験日程の変更

受入施設側の都合により体験日程を変更した場合は体験参加者と協議の上、本会に連絡すること。

なお、この場合においても「職場体験(中止・日程変更)報告書」(様式5)を本会に提出すること。

(4) 職場体験費用の振り込み

職場体験に伴う費用は、「職場体験費用請求書」(様式3)「職場体験終了報告書」(様式4)の受領後に本会が受入指定の口座に振り込むものとする。

なお、職場体験の参加に係る交通費等は体験参加者の負担とする。

(5) その他

調整に関わる事項のうち、不測のことについてはその都度協議する。

附 則

この要領は、平成21年10月28日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則 (平成24年4月5日)

この要領は、平成24年4月5日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則 (平成25年4月5日)

この要領は、平成25年4月5日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則 (平成30年4月1日)

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。